

第 17 号

平成30年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成30年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	1,107,050千円	△701千円	1,106,349千円
第2項 営業外収益	370,233千円	△701千円	369,532千円
		支 出	
第1款 事業費	1,157,863千円	△542千円	1,157,321千円
第1項 営業費用	1,056,985千円	△542千円	1,056,443千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「162,512千円」を「127,727千円」に、「30,009千円」を「45,662千円」に、「132,503千円」を「82,065千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,184,590千円	567,117千円	1,751,707千円
第1項 企業債	362,000千円	258,000千円	620,000千円
第3項 工事受託金	82,954千円	321,017千円	403,971千円
第4項 補助金	243,181千円	△11,900千円	231,281千円
		支 出	
第1款 資本的支出	1,347,102千円	532,332千円	1,879,434千円
第1項 建設改良費	474,486千円	532,332千円	1,006,818千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	65,000千円	△542千円	64,458千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	平成31年度	千円 28
企業局所有施設等管理業務	平成31年度	3,908

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
有明工業用水道 事業脱水機更新 等 事 業	千円 86,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができ る。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合により、 繰上償還をなし、 又は借換えをする ことができる。
八代工業用水道 事業薬注設備 更 新 事 業	172,000			
計	258,000			

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫